

関西支社企画特集

ひとつづくり・ものづくり2025

処遇改善へ立場超えた連携を

建設産業を巡る一大構造転換につながるかもしれない建設業への「時間外労働規制」適用が、2024年4月からスタートした。また「担い手3法」の第3次改正により、処遇改善や適切な価格転嫁、働き方改革などさまざまな規定が盛り込まれた。人件費や資材価格の高騰が依然として続く中で、これまで以上に受注者・発注者と元請け・専門工事といった立場を超えた連携が求められている。今回の「ひとつづくり・ものづくり2025」特集では、昨年に引き続き近畿地方整備局の中橋宗一郎建政部長と、大阪府建団連・建設産業専門団体近畿地区連合会の山本正憲会長に、建設業における人材確保・育成などについて語り合ってもらった。

山本 今スーパーゼネコンは建築工事の場合特に大型の案件が増えています。中小規模の現場が少なく、それに伴って鉄筋コンクリートの建築現場も減っているように感じます。そうなった場合に懸念されるのが、技術の伝承が滞ってしまうのではないかと。現場の規模が大き過ぎると、人を育てる余裕がない。あるいはあらかじめ工場で作成した部材を組み立てるだけで、職人の経験と技が生かせる場面が少なくなっています。また大きなプロジェクトですと、プロジェクトの「山」と「谷」が大きくなりすぎます。その谷を埋めるためには中小規模のプロジェクトがないと埋められないという事です。工事の平準化を考えると、こうした現場の事情も考慮していただきたいと思っています。

——CCUSの普及もいまだ課題となっています

中橋 CCUSにつきましては技能者が積み上げてきた経験がしっかりと評価される環境を目指すものであり、現在検討されている「標準労務費」ともリンクさせながら技能者の処遇改善に繋げていくことが重要と考えています。レベル別年収という目安が示されています。



対談



山本 われわれにとって一番の問題は、担い手の確保です。建設の現場を支える職人さんの数が足りていないと常々感じています。新規の入職促進についても工業高校や普通高校に対してリクルートをかけているのですが、なかなか集まりません。加えて公立高校の再編により、工科高校、工業高校の数が減っているという状況です。

現在、大阪市内では東西南北それぞれで大型のまちづくりが進んでいます。「北」ですと大阪駅前が進められてきた「うめきた2期」の工事が終盤に近づきつつあります。「西」は夢洲地区、万博

近畿地方整備局建政部長 中橋 宗一郎氏

大阪府建団連会長 山本 正憲氏

建設産業専門団体近畿地区連合会会長

建設Gメンが「行き渡り」チェック

担い手3法改正を実効性あるものに

工事が終わると同時に、IRに向けた開発が始まります。「東」は大阪城東部地区とよばれる森宮周辺で再開発が進行中で、「南」についても難波や天王寺、上本町などで開発計画があり、さらに大阪商工会議所が提唱している「グレートミナミ構想」もあって、しばらくは忙しい状況が続くと思われます。担い手の確保は喫緊の課題であります。われわれ専門工事業者の力の源はまさに優秀な職人の存在に尽きるわけですが、去年4月に建設業における時間外労働の上限規制の適用があり、1週間で40時間という法定労働時間を厳守しなくてはならなくなりました。私の会社の社員である職人は基本月給制です。ただ日給月給の職人も依然として多く、今後のことを考えると月給制への完全な移行も考えていく必要があるのではないかと、考えさせられます。

中橋 建設産業は地域の安全・安心な暮らしを支える社会資本整備の担い手であり、自然災害が発生した場合には地域の守り手として必要不可欠な存在です。加えて建設産業は多くの現場と人であり、立てての産業であり、その担い手が確保できないというのは大変深刻な事態であり、喫緊に取り組むべき課題です。

このため、昨年6月に第3次担い手3法の改正が行われました。処遇改善や適切な価格転嫁、働き方改革、生産性の向上などを目的としたさまざまな規定が盛り込まれ、昨年9月から段階的に施行されています。今年中に完全施行されることとなりますが、制度の趣旨をしっかりと理解いただけるよう周知に努め、実効性が発揮されるよう取り組みなければならぬと考えています。

改正法では、現場で働く職人の方々に



山本 公共工事に関しては確かに処遇

しっかりと賃金を行き渡らせるための規定が重点的に設けられています。公共工事設計労務単価は13年連続で上昇していますが、それがしっかりと賃金として行き渡ることが重要になります。そのための「物差し」として「標準労務費」を作成することが規定され、昨年9月に中央建設業審議会に設置されたワーキンググループにおいて具体化に向けた議論が行われています。専門工事業者の団体の方々にも参画していただけて検討を進めており、法律の完全施行までに作成されることとなります。

また、受注者が著しく低い労務費等による見積もりを提出することや、注文者がそのように見積もりを変更する依頼をかけることも禁止されました。もちろん契約締結後も禁止されており、建設業者が違反した場合に指導監督の対象となります。発注者に対しては勧告の対象となり、あるいはその旨を公表することなどが定められました。さらに、総価での原価割れ契約の禁止規定が注文者だけでなく受注者に対しても設けられたことにより、労務費と総価の両面から規制を行います。

このように制度が実効性を持つためには法定福利費等の内訳明示も含めた見積もりを作成することを契約条件として定着させることが重要であり、この点について業界の皆さんにご理解いただきたいと思っています。昨年9月からは取引の実態について建設部職員が建設業者をお伺いさせていただいて、労務費の行き渡り活動を始める「建設Gメン」の活動も始まりました。改正法の完全施行後はより本格的に調査をしていくこととなります。

改善が進んでいると思いますが、われわれは民間工事の割合が大きいこともあって、率直に申し上げてまだその恩恵をあまり受けていないと考えています。単価と同じくらい、適正な工期・工程についても配慮いただくことはできません。中橋 建設現場はどうしても工期に追われてしまうものです。とりわけ民間発注の工事となりますと一層、工期厳守となります。また総価契約の話がありましたが、かつて民間工事を中心にタンピング(不当な安値受注)が常態化した時期がありました。ヘドロに杭を打つような、底なしの状況が続き、工事の値段は一体何であらうかと思つたこともあり。また材工で仕事しているわれわれにとっても、民間工事で資材価格が高騰してしまつと、プラス補正しても十分な利益は残さず、他に移転することになります。

中橋 建設Gメンは民間工事も対象としており、昨年10月から12月までの3カ

月で、近畿地方整備局管内で約80件の調査を行い、その後も調査を続けています。また、労務費の行き渡り以外にも、資材高騰に関して契約段階でその価格変更をする場合のルールをあらかじめ定めているか、適正な工期設定になっているか、価格や工期を変更しなければならない時に変更の協議が円滑になされているか、下請代金の支払い状況なども調査対象としています。

——週休2日の普及に向けた取り組みは

中橋 週休2日の普及については、まずは直轄工事からしっかりと進め、2024年度からは月単位の週休2日を推進しています。さらに大規模工事では祝日も現場閉所するなど、働き方改革を促進する姿勢を率先して示せるよう取り組みを進めております。自治体では府県ではそれなりに進んでいる一方、市町村ではまだ十分どころかありません。しっかりと働き掛けをしていきます。

また、民間工事についても、厚生労働省と連携し、24年度から建設業にも適用されている時間外労働規制に関する説明会を開催しているほか、民間発注者に対しても工期に関するモニタリングを行っています。中橋 建設が作成する「工期の基準」が昨年3月に改正されておりまして、時間外労働規制を踏まえた工期設定をするところ、猛暑日など現場を稼働させるには適切ではない日があるというところも考慮して工期を設定するべきと規定されています。

さらには、今回の担い手3法の改正により、工期変更の協議が円滑に進むよう、工期変更のリスクを契約段階であらかじめ受注者から注文者に通知していただき、実際に受注者から工期変更の協議が注文者になされた際は、誠実に協議に応じていただく努力義務が規定されました。また今年の12月までに受注者による工期タンピングも禁止されることとなります。

「適正な工期工程」に配慮必要



中橋 私も広報はとても大事だと考えています。例えば、インフラを実際に見てもう取り組みを通じて建設業への関心も自然と高まるのではないのでしょうか。また、高校生になると既に進路が決まっていますので、小さい頃からインフラや建設業に関心を持ってもらえるような取り組みも必要と感じています。

山本 建団連でも以前は子どもを対象とした「建設フェスタ」というイベントを開いており、会場周辺の小学生たちが大勢やってきてくれました。会場の都合もあって今は実施できておりませんが、いずれは復活させたいです。

中橋 昨年度大阪で開催された子ども向け職業体験イベントに、ある専門工事業者の団体が出展されたブースを見学する機会があったのですが、多くの親子連れの方々に作業を体験していただけており、露出を増やせることも良い取り組みだと感じました。このような仕事があることをまずは知ってもらうため小学生など早い段階からアプローチすることが改めて重要だと思います。

山本 先日、前近畿地方整備局長の見坂茂範さんとお話する機会がありまして、防災・減災・国土強靱化の重要性を改めて強く感じるようになりました。昨年は年明けから能登半島が地震に見舞われ、その際道路路開通という言葉を初めて知りました。道路をはじめ地域のネットワークを維持できているのは公共事業が

中橋 出来上がったものにに対して「やりがい」「誇り」を感じられるという点は建設業の大きな魅力ではないでしょうか。自分たちが手掛けた建造物が社会に役立ち、人の生活や地域社会を支えていると実感できることを伝えていくことも担い手確保のためにとても

重要なことだと思います。

山本 発注者やメディアの力も借りながら、建設業の仕事の魅力を発信する。合わせて国土強靱化によって、国民の生命と財産を守るライフライン、インフラの重要性も合わせてアピールできれば良いですね。

中橋 建設業の職場の生産性や安全性の向上も担い手確保のためには重要なポイントであり、その点からもICTの活用推進は重点的に進めるべきだと思います。近畿地方整備局では、近畿インフラDX推進センターという研修機関を21年に開設して、官民間問わず建設業におけるDX人材育成のお手伝いをさせていただいています。

山本 今後は元請けとわれわれ専門工事、そして行政も一体となり、担い手への対応を考える必要があると思います。私は大林組の協力会社組織である林友会連合会の会長を務めていますが、大林組には優秀な職人を認定する通称「スーパー職長」という制度がありまして、この認定取得を目指し、お互い切磋琢磨し、職人個人のスキルを上げるのに非常に役立っています。14年に埼玉県八潮市に育成訓練所を大林組林友会訓練所を設置し、技能だけでなくICT関係の座学やCAD講習を行っており、これは元請けと専門工事業者が一体となって技能者育成に乗り出した当時としては画期的な取り組みで、国交省をはじめ建設業振興基金、厚生労働省など行政関係からも随分視察に来られていたことを覚えています。元請けとわれわれ専門工事業者、そして国交省、厚生労働省、自治体といった行政とも連携し、よりよい建設産業の未来を考えていきたいと思っています。

——ありがとうございます。

積極的広報で子どもたちにアピール